5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～25,500円							
25,501円～27,500円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第２号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～12,750円							
12,751円～13,750円							
人数計							

（備考）

１．企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。

２．事業年度末の状況について記載すること。

13. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

事業主掛金＼加入者掛金	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～20,000円	20,001円～27,499円	27,500円
0円						
1円～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～27,499円						
27,500円						
27,501円～30,000円						
30,001円～40,000円						
40,001円～50,000円						
50,001円～55,000円						

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第２号に該当する者）

事業主掛金＼加入者掛金	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～13,749円	13,750円
0円					
1円～ 5,000円					
5,001円～10,000円					
10,001円～13,749円					
13,750円					
13,751円～20,000円					
20,001円～27,500円					

（備考）

１．企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。

２．事業年度末の状況について記載すること。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第三項に次の表を加える。

第六条第一項第三号	被用者年金被保険者等	第一号厚生年金被保険者等（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第二十七条に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）、第二号厚生年金被保険者等（旧厚生年金保険法第二十八条に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又は第三号厚生年金被保険者等（旧厚生年金保険法第二十八条の二に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）
第六条第一項第五号	被用者年金被保険者等	第一号等厚生年金被保険者等（第一号厚生年金被保険者等、第二号厚生年金被保険者等又は第三号厚生年金被保険者等をいう。）
第十五条第一項第十二号	算入された期間	期間の開始年月及び終了年月に算入された期間
	事項	事項（当該企業型記録関連運営機関に係る事項に限る。）